産業廃棄物収集・運搬特記仕様書（案）

排 出 事 業 者　岩手県　（以下「発注者」という。）と、
収 集 運 搬 業 者　（以下「受注者」という。）は、
発注者の事業場　県庁舎ほか 14 地区合同庁舎等オイル地下タンク貯蔵所ほか清掃及び定期点検仕様書　２表のとおり　から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して役務契約書のほか次のとおり実施するものとする。

第１条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第２条（委託内容）

１．（受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集・運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：＿＿＿＿＿＿
許 可 の 有 効 期 限：＿＿＿＿＿＿
事　　業　　範　　囲：＿＿＿＿＿＿
許　可　の　条　件：＿＿＿＿＿＿
許　　可　　番　　号：＿＿＿＿＿＿

〔特管〕

許可都道府県・政令市:＿＿＿＿＿＿
許 可 の 有 効 期 限：＿＿＿＿＿＿
事　　業　　範　　囲：＿＿＿＿＿＿
許　可　の　条　件：＿＿＿＿＿＿
許　　可　　番　　号：＿＿＿＿＿＿

２．（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

発注者が受注者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種　　類：　廃油　Ａ重油（産業廃棄物）　・灯油（特別管理産業廃棄物）
予定数量：　Ａ重油　１６９　ℓ　　・灯油　４４　ℓ
単　　価：　産業廃棄物収集・運搬にかかる費用は、本役務契約書に含むものとする。

３．（運搬の最終目的地）

受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を発注者の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）：＿＿＿＿＿＿
住　　所：＿＿＿＿＿＿
許可都道府県・政令市：＿＿＿＿＿＿

許可の有効期限：〔産廃〕　　〔特管〕

事業の区分：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：〔産廃〕　　〔特管〕

事業場の名称：

所在地：

4．（積替え・保管）

受注者は、予め書面により申し出を行い、承諾を得ることにより、発注者から委託された産業廃棄物の積替え・保管を受注者の産業廃棄物収集運搬業の許可の範囲内で行うことができる。

積替え・保管は法令に基づき行う。この場合受注者は、この契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。

なお、積替え・保管の場所において選別は行わないこととする。

第３条（適正処理に必要な情報の提供）

1．発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報をあらかじめ受注者に提供しなければならない。

ア　産業廃棄物の発生工程

イ　産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ　腐敗、揮発等性状の変更に関する事項

エ　混合等により生ずる支障

オ　日本産業規格Ｃ０９５０号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ　その他取扱の注意事項

2．発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程は又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅について、あらかじめ協議の上定めることとする。

3．発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載もれがある場合は、受注者は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引取ることとする。

第４条（発注者受注者の責任範囲）

1．受注者は、発注者から委託された産業廃棄物をその積込み作業の開始から、第２条第３項に規定する運搬の最終目的地における荷おろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2．受注者は発注者に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。

3．受注者が第１項の業務の過程において、受注者又は第三者に損害が発生した場合は、受注者に過失がない場合は発注者において賠償し、受注者に負担させない。

第５条（委託業務終了報告）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストＢ２、Ｂ４又はＢ６票で代えることができる。

第６条（留意事項）

受注者は、次に示す事項について、留意して作業を行うこと。

１．作業場所付近の近隣住民に配慮し、車の徐行及び騒音に対する配慮や作業の安全確保に努めること。

２．この仕様に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。